

Title	警視庁御雇外人グロース関係資料補遺：続続・明治法制史料雑纂(七)
Sub Title	Supplementary materials on Mr. Gross, an adviser to the Tokyo metropolitan police office
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.12 (1967. 12) ,p.63- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19671215-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19671215-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 警視庁御雇外人グロース関係資料補遺

続編・明治法制史料雜纂(七)

手塚 豊

数年前、私は「警視庁御雇外人ガンベ・グロース」<sup>(1)</sup>を発表し、彼の日本における事績を紹介した。その後、グロースに関する若干の資料に接したので、ここにそれらを取りまとめ、前稿の補遺としたい。

## (一) グロースの広沢参議

## 暗殺事件批判

明治二十六年三月二日・都新聞所載「探偵叢話」の「はしがき」に、次の一節がある。

明治七、八年の頃にもありしならん。当時の警視庁雇外国人グロース氏とやら、故広沢参議遭難事件の取調顛末を聴き「遂に犯人を得ざりしは、探偵術の不十分なるがためとするの外なし。添臥せる妾が余りの刃尖にて小髻に受たりと云ふ其傷恰かも剃刀傷の如く、僅かに血のにじめるのみにて、別に腫上りもせざりしとは、最も注意すべき点なり。小髻殊に婦人の小髻とあれば、神

經の感じ敏く、且つ深きは云ふまでもなく、縦ひ傷の剃刀傷ほどなるも、多少の腫を見ざる筈なし。左れば此点には今一層注意して欲かりき。且つ参議の邸宅を未だ犯人を探し得ざる以前に、取崩したるも、不注意の一なり。邸宅殊に其遭難の寢室の如きは、遭難現時のまゝに保存し、此所より入れり、彼所より去りたり等のことを、細かに察知し得るの料に供せざるべからず。先年、巴里にて殺人犯あり、被害者の遺骸又は其現場の模様等につき、種々心を凝らして探偵せるも、遂に其犯人を得ざりしが、四、五年の後、警察長官更迭し、新任長官フー、彼の被害者の死状を写したる絵を取出さしめ、一覽の上、右の掌を握りしめ居るが、是は其当時、披き見たるやと尋ねたるに、否、披かず、其のまゝアルコール漬にしありと云ふ。然らばとて、右遺骸保存所に赴き、披きたるに、白髪幾筋を握り居たり。新任長官曰く、斯る白髪は六十歳以上の老人ならざるべからず、去りとて六十歳以上の老人が殺人罪を犯すが如きは、其例稀なり。所謂若白髪の人物に注意せ

よと。其頃、巴里に、三十四、五歳の白髪の破落漢あり。探偵之に目を注げ取調べたるに、果して四、五年前に殺人罪を犯せるを白状せり」と、お国自慢を語れりと。

明治七、八年頃の警視庁御雇フランス人はグロース以外にはいない。したがって「グロース」はグロースのことと思われる。

参議広沢真臣がその寢室で何者かに暗殺されたのは、明治四年一月九日のことであり、微傷を負つた妾の福井かねに疑いがかけられ、彼女は四年間も拘留されて、拷問に次ぐ拷問をうけた。そのほかにも何人かの容疑者があげられたが、結局、それは真犯人不明のまま未解決に終つた事件である。<sup>(2)</sup>グロースの意見は、現場検証と現場保存の不備を指摘したものとみることが出来る。「探偵叢話」の執筆者高谷為之は、警視庁巡查から記者に転じた人であるから、警視庁在職中の伝聞を述べたものと思われる。なお、前掲記事の末尾に、グロースの談は、その「お国自慢」と述べているが、当時、犯罪捜査術において、フランスが日本よりも進歩していたことは、否定できない事実であろう。

## (二) グロースと福鎌芳隆

明治末年、当時の「司法部内で熱心家と経験家の評判」<sup>(4)</sup>たかかつた名古屋地方裁判所検事正福鎌芳隆は、その青年時代にグロースの助手をつとめ、いわば直接の薫陶をうけた門下生であつた。

福鎌は、旧幕臣松平田宮の子であり、明治二年二月、御車寄勤番として宮中に入り、翌年十二月、権大舎人に進んだ。明治六年五月

の宮中火災の折には、賢所の神鏡をもちだす手がらをたてたといわれる。向学心に燃え、箕作麟祥の門に入り、フランス法を勉強した。同門に、大森鐘一、薩陞正邦らがいる。<sup>(5)</sup>

その後、太政官出仕になつたが、明治十一年二月、私撰の法令集ともいふべき「本朝民鑑」を出版したことが、当局の忌諱にふれてその職を追われ、しばらく深川の茂松学校で新律綱領の講義を行つていたところ、彼の学才を惜んだ大警視川路利良が、彼を警視庁に招いた。彼の職は「顧問御雇教師附属」で、おそらく雇であつたものと思われる。時に明治十一年八月のことであつた。「顧問御雇教師」はすなわちグロースである。<sup>(7)</sup>この警視庁入りの模様を、彼の逝去の前年、「法律新聞」に連載された「名古屋地方検事正福鎌芳隆」伝は、次のように述べている。<sup>(8)</sup>

川路は更に君に囑して曰く、今や新法の編纂中に在り、教師グロース氏は仏国の実験家たり。ポアソナード博士も常に協議するところあり。足下已に邦典に精なりと聞く。グロース氏が日本の慣習を調査するに際して、足下必ず参考の材料を供する所あらん。爾來君は教師の刑法比較講義を筆記し、退庁後は田中商店の通弁天野某を伴ひ、毎夜教師の寓に赴き、仏国警察の実施に就き、普く質疑をなし、亦悉く其答を筆記したり。教師亦君の熱心を感じ提撕太だ勉む。

その後、明治十一年から十二年にかけて、藤田組賈札事件がおきたとき、福鎌はそれについての上申書を司法省に提出し、それがみとめられて警視庁から司法省へ転じ、東京上等裁判所勤務の検事補

に就任したといふ<sup>(9)</sup>。正確な日附は明らかでないが、十三年九月以降のことと思われる<sup>(10)</sup>。そして翌年、新発田始審裁判所へ転じた。そのときの模様、とくにグロースとの関係について、前掲伝記は次のごとく述べている<sup>(11)</sup>。

君の更に新発田始審裁判所詰検事を命ぜられしは、去る明治十四年八月十二日なりし。恩師なるグロース氏は、君の栄達を喜びしが、同氏亦仏国里昂へ帰ることになり、茲に握手し別を告げぬ。同氏は君に一言を贈る。曰く好プロキユール、再会果して何の日ぞ、我仏国の俗諺に、武装者温和なれど、檢察官は人をして畏避せしむる性格あり。勉めて辞氣を下して、懇切に以て人民を感孚せしめよ。君、為めに深く此の贈言を心肝に銘刻したりと云ふ。君の越後の新発田に着するや、忽ち同氏の計電に接し、悲慟措く能はず。

福鎌は、終世「今日の地位を得たるは、全く川路とグロースの御蔭だと明言していた<sup>(12)</sup>」といわれる。彼は明治三十七年四月十九日、名古屋地方裁判所検事正退職(一月十九日)直後に逝去した<sup>(13)</sup>。

### (三) ボアソナードの追悼の辞

井上毅の文書を集録した「悟陰文庫」(国学院大学図書館蔵)の中に「仏国人ガンベール叙勲感謝状記」と題する野紙三枚の文書がある。次の通りである。

我カ期セシ別離ハ此ノ如キ別離ニ非サリキ。不幸ナル我友ガンベール氏ハ仏国ニ帰ルノ期既ニ迫リ、今日ハ即チ其長官タリ朋友タ

警視庁御雇外人グロース関係資料補遺

ル日本人カ、氏ノ為メニ別庭ヲ開クヘキノ日ニシテ、氏ノ同国人モ亦次テ之ヲ招待スルノ約アリ。今ヨリ五日ヲ経過セハ、氏ヲ送リテ手ヲ船頭ニ分チ、其親知タル日本人ハ別後互ニ書信ヲ相通センコトヲ約シ、同国人ハ重ネテ故国ニ相見シコトヲ期シ、予カ如キ老友モ亦再会握手ノ欲ヲ希望セシナルヘキニ、何ゾ凶ラン忽爾永訣ヲ為シ、復タ現世ニ相見ルヲ得サラントハ。天意ハ吾人ノ測リ知ル可キ所ニ非ス、唯之ニ黙従スヘキノミト雖トモ吾人哀悼ノ至情ヲ表スルハ何ゾ妨アラシヤ。嗚呼、曩日ノ歓楽ハ変シテ今日ノ悲哀トナレリ。日本政府カ不幸ナル我友ガンベール氏ヲ勲四等ニ叙セラレタルハ、纔ニ八日前ニアリ。氏ノ謙讓ナル予ニ謂テ曰ク、此特殊ノ榮譽ヲ辱フスルハ偏ニ日本人情誼ノ厚キト、其国事ニ尽セシ者ヲ賞スルノ重キトニ是レ由ルト。嗟呼、勲章ノ燦爛タル氏カ胸間ニ輝キテ、風采ノ高秀ヲ添フヘカリシモ、空ク棺頭ヲ飾ルノ具トナレリ。豈ニ哀シカラスヤ。孰々氏カ斯ノ如キ不慮ノ凶変ニ罹リシ所以ヲ追究スレハ、唯一ノ原因トスヘキ事アルヲ発見ス。即チ氏ハ其第二ノ郷国タル日本ヲ去ルニ忍ヒス、之ヲ悲シテ死セシナリ。氏カ日本ヲ辞スルノ憂吉日ニ切ナリシハ、予カ最も注意顧慮セル所ニシテ、未タ病ニ罹ラサル前ヨリ日々往來シテ其實情ヲ了知セリ。

ガンベール氏ハ齡八旬ニ余レル老母アリ。婦リテ之ヲ省スルハ悦フヘシト雖トモ、東西相別ル、八年ノ久キヲ経テ、俄カニ再会セハ、感情ノ劇キ為メニ、其死ヲ促スナキヲ保セス。蓋シ婦女子年老フルニ及ンテハ、憂苦多クシテ反テ歡樂ニ慣レス、老母ノ特シ

テ以テ生存スルハ、偏ニ氏ト再会セント欲スルノ一事ニアリ。既ニ再会ノ望ヲ達サハ、忽チ世ヲ去ルヘキノ恐アリ。是、氏カ帰朝ニ臨ンテ憂苦逡巡セシ所ナリキ。

ガンベー氏ハ予ト年老ノ感ヲ同フセシヲ以テ、其猶強健ナリシ時、屢々相共ニ我輩ノ復タ本国ニ帰ル能ハサルヘキヲ語り、若シ死セハ、我輩ノ良友タル日本人ト墳墓ノ地ヲ同フセント欲スルノ意ヲ話セリ。我輩ハ毫モ此地ニ在ル同国人トノ情誼疎遠ナラシトヲ欲スルニ非スト雖トモ、彼輩モ亦旅客ニシテ来去定リナク、老少交々代ルヲ以テ、他日此地ニ来ル同国人ハ、我輩ノ骨ヲ容土ニ埋メシヲ知ル者ナカルヘシ。死後全ク忘却セラル、ヲ欲セサルハ、蓋シ人ノ常情ナリ。日本人ハ死者ヲ忘ル、事ナシ。我輩日本ニ事ヘテ、骨ヲ其土ニ留メハ、日本人ノ我輩ヲ記念スルコト猶ホ同国人ニ異ナラサルヘシ。

ガンベー氏ハ其長官ニシテ且良友ナリシ故川路少将ノ墓畔ニ葬ラレンコトヲ欲セシコト、猶ホ予カ私ニ威名赫々タル故大久保参議ノ墳側ニ瘞メラレンコトヲ希フカ如シ。今ヤ氏カ望ヲ達シ、警視庁ノ墓地内ニ埋葬セラル、ヲ得。実ニ殊典ト謂フ可シ。身ヲ公安保護ノ職事ニ隕セシ警視官ニ非ランハ葬ラサルノ地ニ於テ、氏カ墳墓ヲ管マシムルハ、其光榮望外ニ出ルモノニシテ、恰モ日本政府ハ氏ノ死後之ニ与フルニ国民ノ権利ヲ以テセシ如シ。

警視庁ハガンベー氏ノ葬事ヲ負担シ、諸君ノ見ラル、如キ盛儀ヲ挙行シ、又、自国教門ノ礼ノミヲ行ヘルノ地ニ於テ、外教ノ葬儀ヲ許可セラル。其恩遇ノ優渥ニシテ、処置ノ寛大ナル知ル可シ。

是レ予カ深く良友タル死者ノ故旧ニ代リテ、警視庁ニ謝シ、併セテ日本政府ニ謝スル所ナリ(句読点)(手塚)。

フランス人の書いたものの翻訳であることは確実であるが、執筆者名はなく、また日附もない。当時、グロースに対して「我友」と呼びかけ、このような一文を書きうる在留フランス人は、ポアソナード以外には考えられない。<sup>(15)</sup>グロースは明治十四年十一月九日に警視庁を退職、その直後に叙勲、同月十八日に逝去、二十一日に青山祭場で葬儀が行われた。<sup>(16)</sup>右の文中「日本政府カ不幸ナル我友ガンベー氏ヲ勲四等ニ叙セラレタルハ、纔ニ八日前ニアリ」とあるから、この一文は正に叙勲直後に書かれたものである。私は、この文書は、葬儀の当日、ポアソナードからグロースの霊前に捧げられた弔辞の翻訳であると推測する。とすると、その叙勲は、葬儀の「八日前」すなわち十一月十三日附であつたのであろう。そしてまた、葬儀当日が、日本側の送別会開催予定日であり、さらに帰国乗船予定日はそれより「五日」後すなわち十一月二十六日であつたことがわかる。寔にグロースは不運な人であつた。

右の一文が私の推測通り、ポアソナードの弔辞であるとするならば、「梧陰文庫」の整理者によつて附けられたと思われる「仏国人ガンベー叙勲感謝状記」という表題は、その内容とかならずしも一致しないものといわねばならない。

#### (四) グロースの住所、その他

「自明治四年至明治九年末居留地外居住外人表」によると、「ペー・

「グロース」は「九年五月より麴町平河町五ノ十一河田景福方に同居<sup>(17)</sup>」している。当時、河田は海軍主計大監(中佐担当官)であつた<sup>(18)</sup>。警視庁御雇となつたときに、横浜より転居したものとされる。しかし、最後まで同所に住んでいたかどうかは明らかでない。

また「明治十二年九月中官雇外人一覽表」によると、P. Groseは「警察事務顧問」で「明治十二年五月十日ヨリ向一年」「一ヶ月四百円外ニ宿料五十円」で雇傭されている。九年に結ばれた最初の契約は「月俸三百円、宿料五十円」であつたから、その後、昇給したものとされる。しかし、十三年五月以降の俸給は不明である。

前掲稽陰文庫の中に、「旅券ニ関スルグロース答議」と題する警視庁野紙三枚の明治九年五月二十六日附の文書がある。フランスにおける国内旅行の旅券に関する規則を、一問一答の形式で記録したものである。質問者は明記されていないが、大警視川路利良かあるいは彼の命をうけたその部下であつたと思われる。なぜならば、その前年の六月、川路は「旅券規則」全十六条を立案したが、実施に至らず、その後約一年、その実施をあきらめなかつた川路が、着任早々のグロースに、それに関するフランスの事情を聴いたことが十分推測されるからである。

なお、法律新聞第二五号に、グロースの肖像画が掲載されている<sup>(23)</sup>。ことを附記しておく。

(1) 拙稿「警視庁御雇外人ガンベ・グロース——続・明治法制史料雑纂(三)」・本誌第三八巻六号・一〇八頁以下。

(2) 尾佐竹猛「日本陪審史」(大正十五年)・九五頁以下、同「疑獄

警視庁御雇外人グロース関係資料補遺

疑獄」(昭和四年)・三七頁。

(3) 拙稿「自由党静岡事件裁判小考」・本誌第四〇巻五号・五頁註25・参照。

(4) 「法の塵」・法律新聞第一七二二号(明治三十六年十一月二十日)・二七頁——二八頁。

(5) 「名古屋地方検事正福鎌芳隆」・法律新聞第一七七号(明治三十六年十二月十五日)・一一頁以下。

(6) 福鎌は、八年三月「官員録」では権大舍人(二枚裏)、九年七月「官員録」では正院権少主記(二枚裏)、九年十二月「官員録」でも同じであるが(二枚裏)、十年五月「官員録」では太政官八等属(二枚裏)、十一年六月「官員録」では太政官七等属に在職している(二枚表)。しかし、十二年一月「官員録」にはその名がみあたらない。彼の退職は十年の後半と思われる。

因みに「本朝民鑑」は、十年から十二年にかけて十七冊出版されているが、続刊されたかどうかは不明である。この中、編者が福鎌芳隆の名のものは、三冊にすぎず、他は福鎌隆彦かあるいは田中信頭となつている。悶着がおきたので、編者の名を変更したのかも知れない。但し、その兩名については、私は知るところがない。

(7)(8)(9) 前掲福鎌芳隆・法律新聞第一七八号(明治三十六年十二月二十日)・一七頁以下。因みに、藤田組事件というのは、参議井上馨がドイツから驛札を輸入、藤田組の藤田伝三郎の資本に廻したという噂がひろまり、関係者が逮捕されたが、結局、十二年末に無罪が決定した疑獄である(尾佐竹・前掲疑獄難獄・一五三頁以下参照)。

(10) 明治十三年九月「官員録」の東京上等裁判所の部に、彼は在職していないが(二六枚裏)、十四年八月「官員録」によると、同

裁判所検事補の筆頭に在職している(一六四枚表)。

- (11) 前掲福鎌芳隆・法律新聞第一七九号(明治三十六年十二月二十五日)・一〇頁。
- (12) 註4に同じ。
- (13) 明治三十七年四月二十日・時事新報。
- (14) 国学院図書館編「梧陰文庫目録」(昭和三十八年)・二二九頁。
- (15) ボアソナードとグロースの親交については、拙稿・前掲グロース・本誌第三八卷六号・一〇九頁。
- (16) 前掲書・一一三頁——一一四頁。
- (17) 「築地居留地」・東京都史紀要第四冊(昭和三十二年)・三七五頁。
- (18) 明治八年三月「官員録」・五九枚裏、同九年七月「官員録」・四二枚表等参照。因みに、「百官履歴」(史籍協会本)所載の河田の官歴には、主計大監任免の記事が欠けている(下巻・四九〇頁)。
- (19) 「日本外交文書」第十八卷・六一九頁。
- (20) 註15に同じ。
- (21) 前掲梧陰文庫目録・二二八頁。
- (22) この草案は、川路の「旅券ヲ発行スル議」と共に、同じく梧陰文庫に収蔵されている(註21に同じ)。
- (23) 法律新聞第二五号(明治三十四年三月十一日)・一頁。